

令和6年自転車指導啓発重点地区

【高津警察署】

次の両地区で、よく見られる自転車利用者の違反形態

- スマホを操作しながらの運転
- 一方通行逆走
- 車道右側通行
- 信号無視
- 一時不停止



溝口地区

【選定理由】

- ・ 高津区の中心地であり、駅や商業施設が多く、通勤・通学、買物等での自転車利用者が高津区内で1番多い。
- ・ 高津区内で自転車関連事故が2番目に多く発生。
(令和5年中19件)
- ・ 一方通行の逆走や右側通行の自転車も多い。

(c)2023 Shobunsha Publications, Inc All rights reserved.
この地図の全部又は一部を複製することを禁じます。

下作延地区

【選定理由】

- ・ 溝口に隣接し、住宅街でもあるため、通勤・通学、買物等での自転車利用者が多い。
- ・ 自転車関連事故が、高津区内で、1番多い。
(令和5年中20件)
- ・ 自転車利用者のルール違反やマナーについての要望が多数。



(c)2023 Shobunsha Publications, Inc All rights reserved.

この地図の全部又は一部を複製することを禁じます。

★ 自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！ ★

1 交差点「一時停止」の徹底！

交差点に一時停止をせずに進入することは、重大な交通事故につながる危険な行為です。絶対にやめてください！

2 「一方通行」では確実な法令遵守を！

自転車も車両です。
一方通行に限らずその他の交通法令も遵守しましょう。

自転車利用時は必ず
ヘルメットの着用を！！